

第2回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事概要

- 1 日時：平成31年3月14日（木）13時～15時
- 2 会場：新潟県自治会館 別館 901 会議室
- 3 出席者：紙谷委員、駒宮委員、高橋委員、長谷川委員、矢島委員

4 次第

- (1) 開 会
- (2) 挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議 事

公的関与が必要な森林の対象範囲について

- ・ 部会検討内容の報告
- ・ 報告内容の検討

- (5) 閉 会

5 議事の経過

農林水産部長 (挨拶)	<p>○ 農林水産部長の山田でございます。本日は年度末のお忙しい中、森林整備と財源のあり方検討委員会にお集まりくださいまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本県の森林は、全国でも有数の面積を有しておりますけれども、林業経営が困難な人工林や過疎化・高齢化に伴います担い手の減少で、手入れが行き届かない里山などが数多く見受けられます。昨年度この検討委員会において、こうした森林について公的な関与が必要とのご提言をいただきました。県といたしましても、このことの重要性をあらためて認識し、引き続きご検討いただきますようお願い申し上げたところでございます。</p> <p>本年度は昨年度の提言を踏まえ、新たに設置いたしました専門部会において、技術的・専門的な見知から公的に関与すべき森林の対象範囲の具体化についてご検討いただきました。本日は専門部会で検討していただきました内容についてご協議していただき、一定のとりまとめをお願い申し上げたいと考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から幅広く忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。県といたしましては、この委員会での議論をもとに、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。皆様のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p>
事務局	● 以後の進行につきましては、紙谷会長にお願いします。

会長	○ 初めに、議事の進め方等、部会の検討結果につきまして、事務局から説明をお願いします。
(議事) 事務局	○ 議事の進め方について説明。 ○ 部会検討内容の報告(資料1、資料2、資料3)
会長	○ ありがとうございます。事務局から説明がありましたけれど、この部会をまとめていただきました、山本部会長のほうから補足等ありましたらお願いします。
部会長	○ はい、補足ということですが、詳細については今ほど事務局から説明のあったとおりですが、議論の大枠のところについて、もう一度ご説明したいと思います。 基本的には、資料1の昨年度の本委員会のご提言の枠組みを受けまして、その具体を詰めることが部会に課せられた任務でございました。その結果については検討結果報告にまとめたとおりです。 この議論を進めていく中で、特に部会の中で話題となったところは、国の方で新たな制度が始まること、あるいは、すでに37府県が独自税を導入しており、新潟県においては後発で森林環境税の導入を考えているということ、後発の利を活かしながらどういう議論ができるのか。また、日本は広く様々な地域があり、地域ごとに森林も異なる中で、森林に関わる新潟県の公共性のあり方、あるいは公的関与がどうあるべきなのかということ等を常に意識しながら、新潟県は広葉樹林が多く、集落管理の森林が重要である、そういったところを重点的に議論し、今回の部会の報告に至ったところです。
会長	○ ありがとうございます。それでは、報告内容について、疑問・質問等ありましたら伺いたいと思います。
会長	○ 資料の訂正をお願いします。資料3の10ページのウ条件不利人工林のウを、エに訂正してください。
事務局	● 申し訳ありません。エが正しいので資料を訂正します。
会長	○ 部会に私も委員として参加しまして、かなり専門的な見知から議論してきました。今日のとりまとめを部会長のほうから行っていただいたわけですが、細かなところ等、分かりにくいところもあると思うので、どんなことでも意見ををお願いします。
委員	○ 部会の方でご検討いただきまして、ありがとうございます。 一つ目は、国・県・市町村というときに、国がどこまで面倒を見てくれるのかが、まだハッキリしていない中で、なかなか都道府県、市町村がどれだけ手掛けるかが見えづらいところがあります。今までの検討状況では国あるいは地方で、国が対応するのはこの部分で、それ

	<p>以外を地方の方で対応する公的関与が必要な部分はどこのかというところが今回の報告となっていますが、その中で、既存の公有林の予算の枠内で対応できる部分と、既存の予算で出来ないから新たな財源の手当てが必要とされる部分はどこなのか、その区分は視点としては必要ではないかと思います。</p> <p>○ 二つ目は、今回新たに公有林の中で、公的関与が必要、新税による関与が必要という部分が出てきましたが、今日の報告を聞くと、公有林の中でも基本的には経済林的な性格といいますか、一定の利益が見込まれるものを補助の対象にしてきたとの説明がありました。しかし、本来経済林として収益が見込めるというものであるならば、あえて公有林としなくても、場合によっては民間に委託をすとか、そういうやり方もあるのではないかと思います。その部分を実際にどうするのか、公有林の中の区分の問題というのも、一つの視点として出てくるのではないかと聞いていて思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 一つ目は、既存の予算で対応できない部分をどのように説明するのか、①は国の税が対象なので、②、③、④の部分で既存の予算で対応していたけれど、対応しきれない部分が出てくるということであれば、公的に関与する部分が出てくると思いますがどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>● 専門部会の中でも同様に議論をしていただきましたが、今ほど会長からも説明がありましたけれども、国の方では、公益的機能の維持・保全を目的として、新たな国税を導入するということが大前提となっています。経済林として維持管理出来るものについては、既存の予算の支援の中で対応していく。林業経営に適さないような、経営が困難な部分については、新たな税を導入してその部分については、経営の方向ではなくて公益的機能の維持・保全を目的とした管理に切り替えながら、新たな財源を使っていくというような言い方を国の方ではしています。本県の検討委員会で議論を始めていただいた昨年度から、基本的な前提として、公益的機能の維持・保全のために新たな公的管理が必要なかどうか、その中で国税が入ってくるならば、それで足りるのか足りないのか、足りない部分の補完的に新たな財源の必要性なり、あり方なりを議論するべきではないかというのが議論の始まりだったと理解しています。</p> <p>今ほど委員からご説明があったように、既存の予算との関係については、既存の予算はあくまでも林業経営を前提として維持・管理がされているものについては既存の予算で賄われているもの。それから、林業経営に適さない経営が成り立たないような森林については、儲からないため手が入らないということで新たな財源が必要なのではない</p>

	<p>か、その中に国ないしは不足分については新たな財源というような考え方の整理が前提と考えております。</p> <p>公有林については、公有林もさまざまな種類のものがあり、林業経営を前提として今まで管理をしてきた部分については、主に人工林ですが、そこについては林業経営が前提として管理がされてきましたが、その中であって一般の私有林と同様に、経済的に回すことが出来なくなった部分や、林木の生長が悪くて経済性が悪い部分、そういったところについては私有林と同様に今まで公的に管理してきた部分でも財源が足りなくなってきたというところで整理をしました。</p>
会長	<p>○ 一点目は、従来の経済林として認められているようなエリアであれば、国・県の関与があったけれども、そうでない場所についてはこれまでも手が入っていなかったということで、そこを対象にするということだと思えます。なぜそこを対象にするのかというと、森林環境が放っておくと悪くなるので、それを維持・改善するためということ。</p> <p>二点目は、公有林であっても経済性に疑問があるところに対してはこれまでも予算をなかなか投入出来なかったという点で、そこも森林環境を考慮した形で管理して行こうとすると、別途予算の処置がなければ難しいということではないですか。</p>
委員	<p>○ 頭の整理として、13 ページの表でア、イ、ウ、エと区分されていますが、この中で既存の予算で対応してきた部分はどこですか。</p>
事務局	<p>● 公有林の部分でということではないですか。</p>
委員	<p>○ 私有林も含めて全体で、既存の予算で手当てしてきた部分は、十分ではないにしろ、この部分は今までの予算で対応してきましたという部分を示してほしい。</p>
事務局	<p>● 図の私有林の人工林の部分の白い部分（経済林）と記載されていますが、ここは林業経営として回していける部分として既存の予算で対応しています。公有林の人工林の部分の白い部分も同様に、林業経営が成り立つ部分で既存の予算で対応しています。</p>
委員	<p>○ 2 ページの財源確保に関する論点ということで、ア、イ、ウ、エと区分があり、国税措置の○、×、×、×とあり、新たな財源を確保すべきとありますが、3 ページに国の考え方の要旨がありますが、その中に地域の実情等に応じ対象とすることも可能と書かれている部分が結構多くて、財源を確保すべきという意味合いが強いという気がしていて、もし国税で対応が可能ならば、国税を使っていただくのが一番良くて、それでも足りないというところに関して、仕方なく県税を設定するんですと、よく説明しないと県民に納得していただけないと思います。どれくらい必要なのかということはこのからの議論になるか</p>

	<p>と思いますが、国税を中心に置きながら必要なものはどれくらいなのか、慎重に検討する必要があると思いました。</p>
会長	<p>○ 部会でも議論になったところです。</p>
事務局	<p>● 部会でも同様の議論をしていただいたところです。必要な財源の規模については、今ほど委員から話があったように、これからの議論になります。その中で国の財源が全体としてどのくらいなのか、個別の対象に対してどのくらいなのか、各区分に対して足りているのか、足りていないのか、全体として足りているのか、足りていないのか、そういった視点で確認しながら進めていく必要があると考えています。</p>
委員	<p>○ どうしても経済的に考えますと、目的を絞った税というのは分かりやすいですが削減が出来ない。削減のインセンティブが大きく欠ける税というイメージがありますので、枠の設定は慎重に行わなければいけない共通認識としてあるので、どれだけ必要なのかの議論は慎重に行っていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>● 説明させていただいた資料3の2ページについてですが、委員からご指摘のあった新たな財源を確保すべきという言い方については、今の段階では財源の規模については、これからの議論になりますので、確保すべきではないか、という形で来年度に議論を行うという形になると思います。</p>
会長	<p>○ 部会の中でも、たとえば広葉樹林に関しても、国の説明では全く出来ないとは書いていないので、どういう基準でやるのかということも国も示せないのが一番悩ましいところで、そうすると県独自できちんと基準を設けて、やれるところ、やれないところを決めていくのが筋だろうということになってくると思う。部会でも広葉樹林の基準についてもかなり議論となり、専門的な見知からも基準を作る必要があると、そこが国と違うところではないかと思っています。</p>
事務局	<p>● すみません、適切ではなかったと思います。ご指摘のとおり、資料3の2ページの表は部会案となっておりますが、第4回の専門部会にお諮りしたときには、論点として表記をしておりまして、財源を確保すべきではなくて、財源を確保すべきかどうか、という形で投げ掛けをさせていただいておりました。今この段階で、確保すべきという結論付けだとか、案というのは現時点では出来る段階ではありませんので、委員がおっしゃられたとおり、今の段階ではこれは論点であり、事務局から話があったとおり、来年度において引き続き検討すべき論点ということで、ここでは整理をさせていただきます。</p>

会長	○ そうすると、国税としては×になっているので、県としては対象にするべきかどうかということで、来年度検討するということが良いですか。
事務局	● はい。今この段階では論点ということで整理していただくのが適切ではないかと思います。
会長	○ そうすると、部会では結論が出ていないという形で部会長大丈夫ですか。
部会長	○ はい。
会長	○ 本委員会含めて、県がどのように整理していくか今後の課題ということでよろしいか。
事務局	● はい。ただし一点補足します。委員のご指摘はごもっともではありますが、国税が確保すべきかどうかは別としまして、国税が措置されているか、いないのかという点につきましては、表の○×のとおり見なしたということが今回のポイントであります。国の昨年度の検討の段階、それからこの委員会の中で検討してきた中におきまして、ア、イ、ウ、エの区分のアの人工林で放置されているところに国税の導入が決定され、森林環境譲与税という形で国の制度が出来たわけであります。ところがその検討過程の中で、結局は森林環境譲与税というのは、地方の一般財源でございます。用途を厳格に国が義務付けられるものではありません。昨年から今年度後半にかけて、国では結果的にどこに使うか使わないかについては明確に明示しないので、最終的には市町村の判断によるというような言いぶりであります。しかし、どう考えても財源ということでは、私有林の人工林について税の導入が検討されてきた。しかも、税の配分にあたっては私有林の人工林の指標しか加味していなくて、全国の自治体に配分がされている形となっております。天然林等は指標になっていないという背景がありますので、そこは来年度の財源のあり方の中で、一つ一つご確認いただきながらご検討ご意見をいただけたらと思います。
会長	○ 今の2ページについては、整理をしておいた方が良いと思いますが、まず国税措置されている、されていない部分は○×でよいか。
事務局	● そうです。
会長	○ 部会案のところ、たとえばイの新たに財源を確保すべきと書いてあるが、部会の中ではすべきかどうかという検討だったが、結局広葉樹林を対象にするのであれば新たな財源を確保するしかないと思いますが。
事務局	● そうです。最後の結論に持っていくときは、そういうことになる

	<p>思います。ただし、ここを検討するにあたっては、もう一段ステップがあります。それは先ほどご提言をいただいたときに、ステップの第一段階として、部会でご検討いただいた範囲・基準すなわち面積が決まります。問題はその次のお金がいくら必要になるのかということを確認しなければ、本当に確保する必要があるのかどうかのジャッジが出来ないと思います。今面積までが基本的には明らかになったので、簡単に言うと概念的には、面積×1ha当たりの森林整備に係る費用の単価をかければ、自ずと全体の金額が出てくることになると思います。この金額が出たときに、先ほど委員がおっしゃったように、私どもがすでに投入している既存の予算ですとか、国から来ている税がどのくらいなのかという比較の中で算段すると自ずと出てくると思います。ただし、この件につきましては、先ほどの提言の中に二つのポイントがあったと思います。一つはもともと国の税で措置されていない部分については、やはりみられていないわけですから、既存の予算でも無いとみなして、新たに財源を確保すべきではないかという論点、もう一つは、仮に重複したとしてもお金が足りないのであれば、その不足分について新たに財源を確保すべきではないか、この二つの側面から来年度においては金額をみながらご検討ご意見をいただくというプロセスになると思います。</p>
会長	<p>○ 各区分については、量的なことも含めて今後対応が必要かどうかを議論していくということでしょうか。</p>
事務局	<p>● そうです。あとは考え方として、そもそもみられていないのであれば、自ずと確保すべきではないか、という考え方は出てくるとは思いますが、やはりそこはボリューム論、金額、数字を見たらうえでご検討ご意見をいただくことになると思います。</p>
会長	<p>○ 本委員会で来年度引き続き検討する内容になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>● また、部会とかについては改めてお諮りしたいと思います。</p>
委員	<p>○ 検討の方向性については、ご説明されたとおりでと思います。結局国の森林環境譲与税というのは、基本的には私有林人工林の一部を想定して配布されてくるわけですが、明確に用途が限定されているわけではないということはその部分に手当てをして、なおかつ余ったら他の部分にも使える可能性があるという中で、どこまで見なければいけないのかということになるわけです。本来広葉樹林については、配分基準にはカウントされていないわけですから、本来そこに使える金額は配布されていないはずですが、余剰があるので広葉樹林にも使える可能性もあります。実際に使えるのか使える見込みが無いのか、私有</p>

	<p>林人工林だけで使ってしまったって、他に使う金額があるのかどうか、そこは量的な判断となるので、今ほど言われたとおり、どれだけの金額がかかるか量的な数字が出てこない、そういう判断はできないと思います。実際に国の税が配布されて来ないと、数字としては明確に出来ない、そうすると判断できる時期がどんどん後ろの方へ行ってしまいますのでタイミングをどう考えるのかが問題になります。</p>
会長	<p>○ 現実問題として、新潟県の阿賀町や魚沼市のようなところは人工林が少ないので、森林環境譲与税の算定の場合、人口も少ないので配分される金額は少ないけれど、それで森林整備をしようとする、当然人工林には手を入れられるけど、広葉樹林には手を入れられないような金額しかこない。この問題を県としてどのようにとらえるのかということだと思う。あとは不確定要素があるが、東京都にはいっぱいいきますよね。現実問題として、山間地の市町村が協定等を結んで、その資金を使って山を良くしていくことが可能なのか。</p>
事務局	<p>● 国が説明している中では、そういった連携、提携して地域間でのやりとりは、国の方でも例示されています。</p>
会長	<p>○ そういった問題も今後出てくる。その時に基準というのは市町村が作ればいいことで当委員会ではない。市町村との仕分けも今後出てくるかもしれない。現実問題としてそういったところにお金を使うかどうかは考えられないと思うが、それぞれの市町村の森林環境譲与税だけとは限らないと思う。</p>
事務局	<p>● その辺も来年度に議論していただく課題と考えている。ただし、市町村間のバランスもありますけれども、県全体として足りているのか足りていないのか、カバーされているのか、されていないのか、そういった議論が基本になるのかとイメージしている。</p> <p>● おそらく来年度の財源のあり方と一体で、使い道、使途、どういう使い方をするのかということもセットで考えていかないとダメだと思います。今回の国の森林環境譲与税について言えば、先ほども言いましたが、市町村の一般財源ということで簡単にいえば自治体が、県もそうだけど自由に使えるお金なので、これをあーしろ、こーしろという話は出来ません。国の森林環境譲与税に関していえば市町村の判断で、普及啓発も含めて扱いになっていくと思います。その中で、現在検討しているものは、基本は公益的機能を発揮させるための森林整備、すなわち間伐、皆伐という形で出来る限り天然林化させていくという方向になるので、基本的にはお金がどこに使われるのかというと、森林整備が基本だと考えています。</p>

<p>会長</p>	<p>○ 本来であれば森林環境税が森林環境譲与税の段階で、手を入れなければいけない人工林の面積がハッキリしてくる、そこにお金を使いなさいよねという、用途をきちんと決められた形であれば、この議論はもっとシンプルだと思うけど、そうなっていないところが、このさき議論していかなければならないものが残っていると考えた方がいいのかもしれない。ただ今回、国税の措置がなかったところに関しては、いずれ問題になってくるので県として当然考えていかなければいけないということを、委員会として了解しなければいけないことだと感じました。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 2・3教えてください。財源のあり方を検討しているところだが、国税は新設されますが、新潟県にはいまだかつて森林環境税が無いのですが、国の森林環境税が新設される中で、県も森林環境税を新しく作るのか、整備や金額の規模が出てから判断するというのでいいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>● 今までの議論のとおりで、財源の必要となる森林整備の経費の規模を来年度以降検討していただいて、必要な経費について国の税で足りているのか足りていないのか、既存の予算で足りているのか足りていないのか、足りていない場合においては新たな財源を確保すべきなのかどうか、その財源の確保の手法と一つの可能性として、新たな税制というのも含まれてくるのではないかと、その辺も来年度以降の議論とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 今年度は面積の規模が出てきたので、ある程度の目安とはなると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>○ もう一つは、森林を資源として見ているのか、環境保全として見るか、木が生えていれば環境保全だが伐れば資源となる。経済林では両方の機能を有していますが、用材として伐れば資源となるし、また植林すれば環境保全となる。国の森林環境税は環境保全なのか、資源として成り得るのかどう考えているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>● 大雑把に言いますと、環境の側面であります。委員のおっしゃるとおり、経済林は両方兼ね備えています。経済性という側面と水源涵養や災害防止などの環境面を併せ持っているわけですが、私どもが議論しているのが、経済的な条件が発揮しにくい森林は民間では手を入れられないため、行政が手を入れていかないと環境の機能が損なわれてしまうことが全国的に問題となっていることから、行政が手を入れてしっかり整備していこうということです。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 国はアの条件不利人工林を森林環境税で整備しますが、整備をしていけば経済林となって対象外になるのではないかと。</p>

委員	<p>○ そういうことではないと思います。条件不利人工林の中でも経済林になるところと、ならないところがあって、委員がおっしゃっている資源としての価値を持たないところに、国税で手当てをしていこうというものです。だから、傾斜地だとか道路の近くだとか、手を入れれば経済林となるところは、国税の対象外となる。そういう理解の中で審議は進んでいると思います。</p>
会長	<p>○ 人工林であれ広葉樹林であれ、林自体が成長して大きくなっていくことによって、森林の環境がどんどん良くなっていく。それが経済林として使うか使わないかというのは別で、今の場合はたとえば伐りっぱなしになって、凄く混みすぎた林を大きな林に戻していきましようということです。もしかしたら経済林にも成り得るかもしれないけど、現時点ではとても使えないというところを対象に考えている。</p>
委員	<p>○ 昨年、スケジュール感、本気度みたいなものを教えていただいたが、話を聞いていると国の方も意気込みは当初は元気よくやろうということだったが、スピード感が無いのかなと、ハッキリ示してくれないのか、当然自治体、県のほうも国の方がハッキリしてもらわないと方向性もなかなか決められない。昨年度のイメージの中では、森林環境譲与税が平成 31 年度に施行されますとお聞きしましたが、森林環境税につきましては平成 36 年度から施行されますという方針は決まっているようですが、どうもスピード感が伝わってこないのと、この一年間で全国の府県でもかなりの府県で独自でやられている、新潟の場合は後発となっているが、本気度を教えてほしい。</p>
事務局	<p>● 国の動きについては、委員のおっしゃるとおり、来年度から森林環境譲与税が始まることになっております。これは予定どおりに進められています。ちょっと混乱しているのは、国は譲与すると言っており先ほどから議論している使途がよく分からない。国については先ほどからの話のとおりで、原則として条件不利人工林について手当てをするという方向性を示しているが、税を使う側は市町村になります、どのように使っていくのかはこれから見えてくるのだろうと思っています。それから 37 府県が独自税を導入していますが、37 府県の動きについては、我々が想定したよりも動きが遅いです。完全に整理された状態では無いと我々はみています。もう少し時間をかけながら国税と独自税の棲み分けをしていくというような段階かなと思います。</p>
委員	<p>○ 今の議論をまとめますと、国としては資源にならないもので、条件不利地を基準として森林環境譲与税を配布し、配布されたものをどう使うかは基本的には市町村で考えてくださいということです。そうになると、必ずしも条件不利地だけではなく資源に成り得るものだとか、</p>

	<p>広葉樹にも使えるかもしれないということになり、対象範囲が手当てされるものと、されないものをここで議論してもあまり意味がありません。むしろ条件不利地に使いなさいとして来る財源を、条件不利地のケアをしないで、たとえば広葉樹などに回してもよいのかどうか、そうではなく、まずは条件不利地の整備に充ててください、そして余剰が出たらそれ以外に使ってもいいですよという前提で考えるのが重要になります。それにより新たな財源の措置が必要かどうかの考えが違ってきて、条件不利地には配られてくるけれどその使い道については市町村が判断してくださいということであるならば、対象の区分よりは金額的に全体として公益的な管理が必要な部分の財源に対して、自治体に配られてくるものがいくら位になるのか、それが必要以上に配られてくれば、新たな財源は必要ないわけだし、公的関与が必要だと思ふ金額に対して国から配られる森林環境譲与税がその一部でしかないということであれば、足りない部分をどう手当てするかということ考えることになります。</p> <p>既存の予算は、経済林として成り得るもの、公有林、私有林問わず、効率化することで経済林として成り立たせるために使われてきたということですが、今後、森林環境譲与税もしくは新規の財源を得たときに、既存の予算との区分について、今までどおり、経済林と成り得るところに既存予算を使うのか、既存予算と新たな財源を一緒にして公的管理が必要な全体に対して対応していくという前提で考えるのかによっても必要な財源の考え方が違ってくると思うのですが、その辺についてはどのように考えていますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 一つ目は、検討を考えていくプロセスの問題だと思います。それは来年度以降の議論の中で一つずつご確認を頂きながらではあると思いますが、基本は全体として考えるということ、それから、考えるにあたってご指摘のとおり、前提を置いていきながら物事を決めていくと考えるしかないと思います。細かな使途についてやっていると、なかなか検討が進まない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一点目はプロセスの話ではなくて、国から配られる森林環境譲与税の性質というものをどのように考えるかという話で、プロセスの話ではないです。プロセスの前提となるものをどう考えるかという話です。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 失礼しました。ここで結論付ける話ではないですが、一つ一つ前提を置きながら、ご指摘のとおり検討を進めていく形をとっていく必要があると思います。 ● 二点目ではありますが、お見込みのとおりであります。今までの既存の予算はあくまで経済性、経済林というものに予算が使われています。

	<p>これについては国の方もハッキリ Q&A にも記載されており、既存の予算は林業として成り立つ部分について引き続き継続して使っていくと、今後新たに導入されるものについては、経営に適さない部分について森林整備に使うということが前提になると思います。国の税もそうですし、今検討しているものにおいても基本はそれを前提として考えていく。</p>
委員	<p>○ それを踏まえたうえで、新たに県として独自に得た財源が出来たときに、それは既存の予算の分といっしょになるのか、それとも別になるのかは、県が考えるべきことであって国とは関係ないことですので、県としてどのように考えていくつもりですかというのが私の質問の主旨です。</p>
事務局	<p>● 失礼しました。結論から言うと区分をするということが想定されま す。今ここで確定的なことは言えませんが、他県においては基金というものを新たに設置しまして、そこで出し入れをして、使途について公表しています。これは国の税においても同じことを言われていまして、国税においても基金を設置しまして区別して管理していくことになると思います。</p>
会長	<p>○ 使途を考えてもそうですよね。仮に県で独自財源を考えるとしても、今回の区分ア、イ、ウ、エという基準を作ったわけですから、そこに対して積極的に投与していくというのが前提になると考えた方が私は良いと思うんですけど、それでも自由に使えるみたいな話は出てきにくいですよね。</p>
事務局	<p>● 基本的はそういうになると思いますし、基本的に世の中に説明、公表して一つずつご理解を得ていくということになると思います。</p>
委員	<p>○ その中でまだ検討されていないものとして、経済林の分について既存の予算を充てているわけですが、経済林としての機能とか可能性を持っている部分についてもおそらく既存の予算は足りていない部分もあるのではないかと思います。その部分は足りないままでよいのかというところもあるのですが、それは別途予算で考えていただくという前提でよろしいですか。</p>
事務局	<p>● そういうことでいいです。</p>
会長	<p>○ 本来であれば補助なしでもやっていかなければいけない部分ですよね。</p> <p>○ よろしいでしょうか。今回いろいろと意見がありましたので、まとめていただいて、次につなげていただきたいと思います。次年度のスケジュールの説明をお願いします。</p>

(議事) 事務局	○ 当面のスケジュールおよび今後の課題（資料4）
会長	○ 今後のスケジュールおよび全体の中で何かありませんか。
委員	○ 今後のスケジュールでデッドラインというか、結論はどのくらいを目途に出す必要があるのか、この時期までには結論を出す必要があるとか、どのくらいを想定していますか。
事務局	● 現時点で、期限は設けておりませんが、知事からはダラダラやっっていくわけにはいかないので、効率よく進めるよう言われてはいます。新年度に入って知事にご提言をしていただくわけですが、私どもで知事と相談しまして、スケジュール感を示させていただきたいと考えております。
委員	○ 国の森林環境譲与税は決まっていますから、それを踏まえて37府県がどういうリアクションをするかは見えてくるので、それから3年も4年も経って、ゆっくり新潟県はどうしましょうかという話にもならないのかなと思うので、デッドラインとは言えませんが、一つの目安として森林環境譲与税が始まって1年くらい経ったところでは新潟県としてはどうするのか、新税を入れるのか入れないのか。やっぱり一定のものは森林環境譲与税が始まって1年以内には決めないと、そこから3年も4年も経ってでは間延びしてしまうと思います。
事務局	● ご意見を踏まえまして、検討させていただきます。
会長	○ 4月から市町村は対応しなければならないので、問題は対応できるかどうかなんです、そこに県がきちんと支援・指導していかなければいけないところがかなりあると思います。
委員	○ 森林環境譲与税が配分されて、使い道が結構フレックシブルであるという中で、市としてはいろいろなところに使いたい、県としては一定の指導というか、あまり自由に使われては困るよということを、県として指導するつもりがあるのか、そこは市町村に任せるというスタンスで臨むのか、県としてはどのように考えていますか。
事務局	● 森林環境譲与税と合わせて森林経営管理制度が始まります。それぞれの法・制度の主旨に則って、その中で適応する範囲の中で、市町村が各地域の実情に合わせていろいろと考えるのが基本だと思います。その中で県に課せられた役割は、市町村が進める森林整備について県が支援をしていく立場にあるので、各市町村と一っしょにどういったものが必要なのか、どういった森林整備が必要なのか、そういったところを市町村と一緒に検討しながら進めていきたいと思っています。 ● 法律の中でも県は市町村を支援するために、森林環境税を使うと

	<p>いうことになっています。先ほど会長が言われたとおりで、市町村では林業職員、専門の職員がいないので、会長が心配されているとおり森林整備をしなければいけない体制が非常に不十分な状態であり、県では、先んじて今年度から研修を実施して資質向上、人材確保あるいは OB 等をアドバイザーとしてお手伝いする形で、リストアップしてマッチングするというお手伝いまで手掛けているところです。</p>
会長	<p>○ 市町村はすぐに対応できない部分もあり、基金が可能なので先延ばしになるのではないかとということが危惧される。</p>
委員	<p>○ 森林環境譲与税は、本来の目的である経済林に適さない条件不利な人工林のための予算も足りないというのが現状だろうと思うので、いくら国が用途を限定しませんが、多少広葉樹等に使ってもいいですよと言っても、実際はそこに回すだけの予算的な余裕は出てこない可能性も十分あると思います。</p>
委員	<p>○ 結局は市町村も千円いただくでしょうけれども、先発の他県の事例こういったものが参考になると思う。頭の中で考えるよりもやっているところの意見が一番参考になると思う。</p>
会長	<p>○ 県レベルでやっているところは、県が支出する側になってくるので、市町村自体が独自でやっているというのは基本的には無いですね。</p>
事務局	<p>● 横浜市が独自で導入しています。</p>
会長	<p>○ 簡単ではないけれども、ある程度時間を意識してきちんと進めていくというのが大事だと思います。</p> <p>○ 本日の内容を整理していただきたいと思います。その後の調整については、私会長に一任していただいて、とりまとめ案は各委員にご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは議事を終了とさせていただきます。</p>
	<p>(終了)</p>